

## 財団法人宮崎県環境科学協会外構工事請負契約書(案)

財団法人宮崎県環境科学協会（以下「甲」という）と〇〇〇〇（以下「乙」という）とは、別紙仕様書のとおり外構工事に関し次の通り契約する。

### （目的）

第1条 乙は、甲が示した仕様の外構工事に関し、対等な立場でこの契約を締結し、信義を守り誠実にこれを履行する。

### （契約の内容）

第2条 この契約は、次に掲げる工事に適用される。

- ・工事の場所 宮崎市大字田吉 6258-167
- ・工事の期間 平成24年3月15日～平成24年5月15日
- ・設置するもの  
別添の仕様書のとおり
- ・工事の請負代金及び支払い方法

金額                      円（消費税を含む）  
支払い方法                     

### （引渡し及び支払い）

第3条 乙はこの契約と添付の図面及び仕様書に基づき、前条の期間内に工事を完成して契約の目的物を甲に引き渡すものとし、甲が定める別紙の検収条件を充たさなければならない。また、甲は、その検収条件を充たし、受入検査として合格した構造物の引渡しと引き換えにその請負代金金額の支払いを完了する。

### （工事の監督）

第4条 乙はこの契約に係る工事を、有資格者等の技術者に実地に監督させ、安全かつ適切な工事となるよう監督しなければならない。

### （継承の禁止等）

第5条 甲及び乙はこの契約によって生じる権利又は義務を、第三者に譲渡又は継承させてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

### （委託の禁止等）

第6条 乙は、この契約の履行について、工事の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、予め甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

### （基準の遵守）

第7条 乙は、土木工事等の一般的施工の技術上の基準に従って工事を行わなければならない。

### （工事の変更等）

第8条 甲は、やむを得ない場合には、乙に対し工事内容を変更し、又は工事の着手を延期し、若しくは工事を一時中止することを求めることができる。この場合において、請代金額、又は工期を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

2 前項による変更、延期、又は中止による損害は乙の責に帰すべき場合を除き、甲が負担する。

(工期の延長)

第9条 乙は、乙の責に帰することができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、甲に対して、遅滞なく、その事由を明示して工期の延長を求めることができる。この場合、その延長日数は、甲乙協議して定める。

(変更承認申請)

第10条 第8条又は第9条により、工期の変更その他予定の工事内容に変更が生じた場合、甲に申請を行い、その承認を受けなければならない。

(損害賠償)

第11条 工事の完成引渡しまでに工事目的物その他工事施工について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものは、甲の負担による。

第12条 乙は、工事のために第三者に損害を及ぼした場合は、その賠償の責を負う。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、甲がその責を負うものとする。

(書類の提出)

第13条 乙は、工事完了後1ヶ月以内に、工事図面及び工事写真等の書類を、甲に提出しなければならない。

(修補の請求)

第14条 甲は、工事が本契約の規定に適合しないと認めるときは、乙に対し、相当の期限を定めてその瑕疵の修補を請求することができる。

(損害賠償の行使期限)

第15条 瑕疵の修補又は損害賠償請求の行使は、引渡し後1年以内に行わなければならない。

(その他)

第16条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議のうえ決定するものとする。以上契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名捺印の上各自1通を保有する。

平成24年3月 日

甲 発注者 住 所  
氏 名

乙 請負者 住 所  
氏 名